令和５年度遺骨収集事業（下半期・遺骨収集事業②）に係る旅行業者の選定

仕様書

**１　事業の内容**

○　遺骨収集（戦没者遺骨の収集及び送還）

旧ソ連地域において日本人抑留中死亡者の遺骨を収容し、追悼式などの式典を行う。収容した遺骨は現地で焼骨し、航空機等で本邦へ送還する。

〇　派遣名及び期間、人員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 派遣名 | 期　間 | 人員 |
| 令和５年度旧ソ連抑留中死亡者遺骨収集派遣（カザフスタン共和国） | 2023年9月30日（土）～10月12日（木） | 5名 |

※　期間及び人員は現在の予定で、実際の派遣の際に変更する場合がある。

**２　業者の選定方法**

本協会の定める規程、細則に基づき、次により業者を選定する。

⑴　派遣計画の作成にあたり、派遣行動の旅費に関する契約は、原則として公募により決定する。

⑵　本協会ホームページに、派遣計画の日程、派遣先での行動計画、派遣人員等を掲示し、関係業者からの企画書、経費見積書及び事故があった場合の対応策などの提出を要請して行い、締切日以後速やかに業者を選定する。

⑶　入札は、国内の業者に限らず、派遣先の国に本拠を置く旅行業者であって、社員団体が過去に利用し信頼のおける業者であると認められる業者も参加することができる。この場合、日本国内旅行部分と派遣先の旅行部分が連携した形であれば、２業者が連携して参加しても差し支えない。

**３　見積書の作成について**

⑴　見積書の作成にあたっては、各事業の**日程表案**を参考に、指定した様式のとおり見積書を作成する。なお、会社名を必ず見積書に記載すること。

⑵　旅行にかかる経費は、派遣人員で算出すること。

⑶　航空運賃については、変更可能な航空券の見積もりを算出すること。

⑷　車両等は、派遣人員を考慮し、基本的には日程表案に記載された車種ごと、台数にて経費を算出すること。また、指定された車種等での手配が困難な場合は、日程表案を修正の上、見積書に正しく記載すること。

⑸　見積書の所要額については、旅程催行時の為替変動を見越して日本円で算出することとし、変動があった場合でも、見積書に準じて請求書を提出すること。ただし、社会情勢の急変や自然災害等による大幅な為替変動があった場合のみ、選定された旅行業者と本協会で協議することとする。

⑹　通訳については、実施地域の相手国行政機関等で協議を行うため、実施地域の言語と日本語が話せる者であること。

⑺　現地において予定している手配業者名を、見積書に必ず記載すること。

⑻　見積書の他に、以下に関する資料を必ず添付すること。

■　担当スタッフの役職、氏名、連絡先

■　休日及び夜間における緊急時の連絡体制（連絡網、対応要綱等）

■　事件・事故等発生時の対応

■　宿泊先のリスト（住所、電話番号を含む）と一泊あたりの単価

■　現地での優位性、パイプ等、事業を実施するにあたっての利点等

■　現地手配業者の担当者氏名、住所、電話番号

**４　その他の手配内容**

遺骨収集事業については、以下の手配ができることを条件に加味する。

⑴　結団式・説明会会場の手配

派遣団の結成式である「結団式・説明会」の会場について、出発日の前日又は当日の日取りで手配すること。手配する会場は、前泊するホテル又は出国する空港内にある着席可能な会議室等が望ましい。やむを得ず遠隔地の会場を手配する場合は、ホテル又は空港から会場までの移動手段を確保すること。

結団式後には、旅行業者担当者が派遣団員に対して、日程や旅行手続等の説明を行うこと。所要時間は、約１時間から１時間半を予定している。

⑵　荷物タグの作成

派遣団員の氏名・フリガナ等を記載した荷物タグ２個と、本協会名を記載した団装備品用の荷物タグを作成し、出発前までに各人へ配布すること。

⑶　しおりの作成

現地での注意事項及び出入国手続の案内等を記載した「しおり」を作成し、事前に派遣団員へ送付すること。なお、本人用と留守宅用の２部を用意すること。

⑷　超過荷物料金の支払い

主に出国の際に、団装備品が搭乗予定便の重量制限を超過し、超過荷物料金が発生した場合は、その料金を立替で支払い、後日、本協会へ請求すること。

⑸　国内航空券の手配

派遣団員が、本協会の指定する地域（北海道、山口県、四国各県、九州各県および沖縄県）から参加する場合、国内航空券の手配を依頼する場合がある。

⑹　本協会及び派遣団員からの相談

落札後から精算が終了するまでの間、本件事業に関して本協会及び派遣団員から相談があった場合は、相談に応じること。派遣団員からの相談で必要と思われる事項に関しては、必ず本協会に連絡すること。

⑺　ＰＣＲ検査

結団式当日にＰＣＲ検査を受検するため、空港内または周辺で検査の手配、清算を行い、本協会へ請求すること。また、ＰＣＲ検査当日は空港内、近辺のホテルを手配し、本協会へ請求すること。

⑻　本仕様書に記載のない事項については、別途本協会と協議し、対応を決定すること。

**５　注意事項**

事業内容は相手国の事情等により延期・中止する場合がある。

また、世界的に蔓延している新型コロナウイルスの影響を鑑み、以下留意事項とする。

⑴　事業内容は、相手国の事情や、国内及び相手国における新型コロナウイルスの感染状況等により、延期又は中止する場合がある。

⑵　新型コロナウイルスの影響により、各国における出入国に際して特別な手続（事前の英語等によるオンライン申請等）を要する場合があるため、各派遣団員の手続を可能な限りサポートすること。